

第4章 計画の推進にあたって

第1節 計画の推進体制の整備

1 市民参加の推進

本計画の推進にあたっては、住民各層の幅広い参加が必要となります。そのため、住民、関係機関、有識者、行政などをメンバーとする「次世代育成支援対策行動計画推進委員会」(以下「推進委員会」)を設置し、地域全体で次世代育成に取り組んでいきます。

2 庁内推進体制の整備

本計画に掲げた施策及び事業は、福祉、保健、教育、労働、建設など、多くの分野が関わります。そのため、施策の推進にあたっては「次世代育成支援対策庁内推進会議」(仮称)を設置し、全庁的な体制の下に計画的かつ総合的に着実な推進を図ります。

【具体的施策・事業】 = 新規事業 = 重点プロジェクト = 拡大する事業 * = 平成15年度実績

No.	事業名等	概要	現状(H16)	目標(H21)	担当課
153	次世代育成支援対策推進協議会	次世代育成支援に関わる活動を行う関係者・関係機関により、各年度の実施内容の点検および意見交換を行う。	未設置	設置	社会福祉課
154	次世代育成支援対策庁内推進会議	庁内における関係各課で構成し、本行動計画に基づく事業の実施状況の点検および意見交換を行う。	未設置	設置	社会福祉課

第2節 実施状況の公表および見直し

1 情報共有の推進

本計画に掲げた施策及び事業については、「次世代育成支援対策推進法」第8条第5項に基づき、毎年度実施状況を公表するものとされています。

本計画の推進にあたっては、市民や地域社会を始め、各事業に関わる子育て関連施設、学校、関係団体、事業者等が、計画の進捗状況などの情報を共有し、協働して計画を推進することが不可欠です。このため、毎年度計画の進捗状況について把握・点検した上で、公表するものとします。

2 点検・評価・見直しの推進

本計画は平成17年度から平成21年度までの5カ年の計画です。しかしながら、人口や出生数、保育所や幼稚園の制度改革、社会・経済情勢、市の財政状況等の変化が予測されることから、必要に応じて柔軟に見直しをすることとします。

見直しにあたっては、事業の実施状況を把握するとともに、「推進委員会」及び「次世代育成支援対策庁内推進会議」(仮称)において検討を行います。その上で、計画(PLAN) 実行(DO) 点検(CHECK) 見直し(ACTION)のサイクルを確立し、状況に応じた柔軟で効果的な事業推進を図ります。

【具体的施策・事業】 = 新規事業 = 重点プロジェクト = 拡大する事業 * = 平成15年度実績

No.	事業名等	概要	現状(H16)	目標(H21)	担当課
155	実施状況の公表	市広報、市ホームページを通して、毎年度の計画の進捗状況を公表する。	未実施	実施	社会福祉課

PDCAのサイクルイメージ

